

平成30年度福祉基金助成金 申込みについてのご案内

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

1 目的

地域を基盤とした福祉活動を推進するため、在宅福祉、ボランティア活動の育成、地域福祉及び福祉教育の向上を目的とした事業を行うボランティアグループ、団体の事業に対して助成をします。

2 助成対象団体

- (1) 川崎市域（2区以上）を活動域とした公益を目的とする民間の自主的な団体等で、1年以上の活動実績があること。
- (2) 年間の事業計画及び自主財源を基盤とした明確な予算をもち、代表者、組織運営等の重要事項が定まっていること。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的としないこと。

3 助成対象事業

- (1) 別表Iに掲げる分野の具体的事業経費の一部を対象とし、平成30年度中に実施が完了する事業。
- (2) 当該事業に対して他から助成を受けていない、また、受ける予定のない事業。
- (3) 助成申請をしようとする事業年度の過去5年間において、本基金から助成金を受けていない事業。
- (4) 以下の事業でないこと。
 - ・公益性、公共性に反する事業
 - ・他の団体や活動等を批判することを目的とした事業
 - ・営利、宗教活動、政治活動を目的とした事業

別表I

福祉分野（1～6）	事業分野（A～G）	具体的事業（ア～カ）
1 高齢者福祉	A 在宅福祉サービス	ア セミナー・研修会事業
2 障害児・者福祉	B 障害児・者支援	イ 介護予防事業
3 児童（乳幼児含む）福祉	C 福祉教育	ウ ネットワーク推進事業
4 ボランティア活動	D 調査研究	エ 講座・講演会事業
5 青少年保護	E ボランティア活動推進	オ 当事者支援事業
6 地域福祉	F 小地域福祉活動	カ その他住民福祉に寄与する事業
	G その他先駆的・開拓的な分野	

4 助成対象外経費

- (1) 経常的な運営費
- (2) 職員等の人件費
- (3) 貸借費用

- 【例】・光熱水費、家賃等の団体の運営に要する経費
- ・施設等の建物の修繕費や改修に要する経費
 - ・他の団体、個人への貸出を目的とした備品購入費
 - ・団体の会員のみを対象とした事業に係る経費
 - ・個人給付的な飲食費、宿泊費、入場料等

5 選考基準

- (1) 明確な企画を持つ事業であること
- (2) 事業の波及効果が期待される事業であること

6 助成金額

助成金額は、1団体30万円を上限とし、申請対象事業費総額の4分の3以内の額の範囲内で本会福祉基金運営委員会において審査のうえ、本会会長が決定する。

7 申込み方法及び申込み受付期間

(1) 申込み方法

助成を希望するボランティアグループ、団体は、所定の本会福祉基金助成申請書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、以下の資料を添付して川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターまで持参か郵送して下さい。

- ・団体の規約または会則
- ・団体概要が分かるリーフレット等
- ・役員名簿
- ・前年度事業報告、決算書
- ・現年度事業計画、予算書

(2) 受付期間

平成29年9月1日（金）～平成30年1月12日（金）まで（当日消印有効）

8 選考及び結果の通知

本会の福祉基金運営委員会で選考の上、本会会長が決定しその結果を文書で通知します。なお、選考時には福祉基金運営委員会に出席いただきます。

選考結果について電話等での問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・福祉基金運営委員会開催期日 平成30年2月中旬（予定）
- ・選考結果通知 平成30年3月上旬（予定）

9 事業報告

助成金を受けたボランティアグループ、団体は、当該事業終了後直ちに所定の本会福祉基金助成事業完了報告書（第4号様式）により、川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターまで提出してください。申請時の内容と報告に相違がある場合、助成金の返還を請求させていただくことがあります。

10 申請書の送付ならびにお問合せ先

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター 〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階 TEL : 044-739-8718 FAX : 044-739-8739 E-mail : v-center@cs-w-kawasaki.or.jp
